

Notipikasyon ng Tax

令和5年度 市民税・県民税納税通知書



宛名番号	
通知書番号	

問い合わせ先
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所 電話(0566)76-1111(代)
課税内容について
⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)
口座振替・納税について
⇒安城市税コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

あなたの市民税・県民税を決定しましたので、5ページ記載の「納める税額」を各納期までに納めてください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても訴えを提起することができます。

Isa sa mga sumusunod o blangko.
「口座振替」
→Direktang debit
「公的年金からの特別徴収対象者」
→Espesyal na koleksyon mula sa pampublikong pensyon

Nakalista ang halaga ng kita ng suweldo o kita sa pensyon.

令和5年度 市民税・県民税賦課明細書 その1

備考	課税標準額・算出所得割額	市民税算出所得
区分	課税標準額	市民税算出所得
総所得	千円	
分離長期	千円	
分離短期	千円	
山林・株式・先物・退職	千円	
※2 肉用牛	円	
均等割額	円	
年税額(市民税・県民税の合計)	円	
普通徴収税額	円	
年金から特別徴収される税額	円	
給与から特別徴収される税額	円	

「普通徴収税額」
→Ang halaga ng buwis na binabayaran sa pamamagitan ng payment slip o direktang debit.

Ang buong halaga ng tax na binabayaran mo sa isang taon.

「年金から特別徴収される税額」
→Ang halaga ng buwis na naibawas mula sa pensyon na natanggap mo. Hindi mo kailangang magbayad para sa iyong sarili.

Halaga ng buwis para sa bawat takdang petsa ng halagang buwis na binabayaran ng payment slip o direktang debit.

「給与から特別徴収される税額」
→Ang halaga ng buwis na naibawas mula sa iyong suweldo. Hindi mo kailangang magbayad para sa iyong sarili.

Kung nakalista, ito ay mai-debit mula sa bangko. Kung hindi nakalista, pakisuyong magbayad sa pamamagitan ng payment slip na kasama nito.

Nakalista ang halaga ng buwis mula sa pensyon.

令和5年度 市民税・県民税納税明細書 その2

普通徴収税額(この納税通知書で納める税額)	全期前納の場合	第1期	第2期	第3期	第4期
課税額	円	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円	円
納める税額	円	円	円	円	円
納期限					

※所得割額から控除することができなかった配当割額等は、均等割額等に充当されます。充当は、最初の納期から順次行います。充当しきれなかった場合は、還付します。

○公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

◆公的年金からの特別徴収税額及び徴収月

徴収月	5年10月	5年12月	6年2月
特別徴収税額	円	円	円

◆令和6年度市民税・県民税の仮特別徴収税額
あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	6年4月	6年6月	6年8月
反特別徴収税額	円	円	円

◆令和5年度市民税・県民税の仮特別徴収税額
あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合、昨年度の通知書にて通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	5年4月	5年6月	5年8月
反特別徴収税額	円	円	円

◆特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類及び法人番号

支払者の名称	
公的年金の種類	
支払者の法人番号	

Kung hindi kayo sigurado, pakisuyong tumawag o pumunta sa amin.
Anjo City Hall SHIMINZEIKA SHIMINZEI-GAKARI (North bldg.2F No.50)
Numero ng Telepono : 0566-71-2214
E-mail : shimizei@city.anjo.lg.jp